

伊万里市の移住支援制度について

令和6年4月1日より
子育て加算、地域指定加算が
増額となりますので、
この機会にぜひご活用ください。

例① 県外から子育て世帯(4人世帯)が市内に移住する場合

4人世帯
(子供2人)



両親は49歳以下
子供は高校生以下

いまり暮らしスタート支援金
対象59歳以下で各要件あり

世帯最大 **100** 万円 単身最大 **60** 万円
県内他市からは 世帯 25 万円 単身 15 万円

県外から実家へUターン
親子4人世帯の場合

最大で
310 万円

新築または
空き家バンク物件を購入



※工事着工前に申し込みが必要

実家にUターン



R4.10月より
制度スタート

例② 市外から夫婦2人世帯が
市内に移住する場合



60歳以上~69歳以下

移住促進奨励金

対象49歳以下
直近10年のうち市外5年以上

【新築する場合】

合計 **110** 万円
(内訳)
転入奨励金 30万円
子育て加算金 60万円
(2人×30万円)
地域指定加算 20万円

【空き家情報バンク物件を 購入してリフォームする場合】

合計 **160** 万円
(内訳)
転入奨励金 30万円
子育て加算金 60万円
(2人×30万円)
地域指定加算 20万円
改修奨励金 50万円(限度額)
(改修工事費×1/2)

合計
210 万円

合計
260 万円

実家に帰ろう住宅改修等補助金

対象69歳以下 直近10年のうち市外5年以上

※59歳以下で要件を満たせば
いまり暮らしスタート支援金の対象

【実家を解体し新築する場合】

合計 **210** 万円
(内訳)
新築補助金 30万円
解体補助金 100万円(限度額)
(解体費×1/2)
子育て加算金 60万円
(2人×30万円)
地域指定加算 20万円

【実家をリフォームする場合】

合計 **130** 万円
(内訳)
改修補助金 50万円(限度額)
(改修工事費×1/2)
子育て加算金 60万円
(2人×30万円)
地域指定加算 20万円

合計
310 万円

合計
230 万円

※60歳~69歳の方は
いまり暮らしスタート支援金は対象外

【実家を解体し新築する場合】

合計 **150** 万円
(内訳)
新築補助金 30万円
解体補助金 100万円(限度額)
(解体費×1/2)
地域指定加算 20万円

【実家をリフォームする場合】

合計 **70** 万円
(内訳)
改修補助金 50万円(限度額)
(改修工事費×1/2)
地域指定加算 20万円

※いずれも5年以上継続して伊万里市に居住することが条件となります。
※この補助金は一時所得になります。他の一時所得と合算して50万円を超える場合は確定申告が必要です。

UIJ ターンに係る支援金・奨励金の概要		
いまり暮らしスタート支援金		
対象者 (すべてに該当する人)	<ul style="list-style-type: none"> ・転入時の年齢が59歳以下の人 ・転入直前に連続して1年以上及び直近10年間のうち通算5年以上、市外に居住していた人 ・申請時に転入後1年以内で、本市に5年以上定住しようとする人など 	
就業に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「さがジョブナビ」または、「伊万里ふるさと企業ガイド」に掲載されている企業への就業など ・その他、各種要件がありますので、詳細は市ホームページでご確認ください。 	
交付額	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県外からの世帯申請 100万円 ・佐賀県外からの単身申請 60万円 ・佐賀県内からの世帯申請 25万円 ・佐賀県内からの単身申請 15万円 <p>詳細は市ホームページをご覧ください→ </p>	
移住促進奨励金（新築・空き家・空き家改修）		
対象者 (すべてに該当する人)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者またはその配偶者のいずれかの転入時の年齢が49歳以下の世帯 ・転入直前に連続して1年以上及び直近10年間のうち通算5年以上、市外に居住していた世帯 ・申請時に転入後5年以内で、交付決定から本市に5年以上定住しようとする世帯 など 	
新築購入移住奨励金 ○交付額 <ul style="list-style-type: none"> ・転入奨励金 30万円 ※18歳未満の子1人につき30万円の加算があります。 ・地域指定加算 20万円 ※市が指定する人口減少区内に新築する場合に加算 ○申し込み期限 新築の場合は建築着工前に、建て売りの場合は、購入契約前に申し込みが必要です。	空き家購入移住奨励金 ○交付額 <ul style="list-style-type: none"> ・転入奨励金 30万円 ※18歳未満の子1人につき30万円の加算があります。 ・地域指定加算 20万円 ※市が指定する人口減少区内の空き家を購入する場合に加算 ○申し込み期限 購入契約前に申し込みが必要です。	空き家改修移住奨励金 ○交付額 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家改修費の1/2 ※上限50万円 ○申し込み期限 改修工事着工前に申し込みが必要です。
		<p>詳細は市ホームページをご覧ください→ </p>

実家に帰ろう住宅改修等補助金交付概要	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・伊万里市に実家がある市外在住者（伊万里市へ転入後、5年を経過しない者を含む）で申請時から5年以上定住しようとする人 ・伊万里市の実家の所有者(市外在住者の2親等以内の親族)
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・実家を改修する事業 ・実家を解体・新築する事業
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市外在住者又はその配偶者の年齢が補助金の交付申請年度の4月1日現在で69歳以下であること。 ・補助金の交付申請時において、本市の住民基本台帳に記録され、市外在住者が転入する直前の10年間のうち通算で5年以上、かつ、転入する直前に1年以上連続して市外の住民基本台帳に記録されていること。 ・市外在住者及びその世帯員並びに実家の所有者に市税等の滞納がないこと。 ・市外在住者及びその世帯員並びに実家の所有者が伊万里市暴力団排除条例に規定する暴力団等の反社会的勢力の構成員及び反社会的勢力と関係有する者でないこと。 ・市外在住者及びその世帯員並びに実家の所有者が同一物件に対して、伊万里市空き家改修移住奨励金の交付を受けていないこと。 ・実家を解体・新築する場合は、原則として同一敷地内とすること。 <p>※工事着工前に申し込みが必要です。</p>
交付額	<p>○実家を改修する事業</p> <p>改修補助金 上限50万円（改修工事費の1/2） <small>※伊万里市内の施工業者に限る</small></p> <p>子育て加算 30万円/人（18歳未満） 地域指定加算 20万円</p> <p>○実家を解体・新築する事業</p> <p>解体補助金 上限100万円（解体工事費の1/2） <small>※伊万里市外の施工業者は上限80万円</small></p> <p>新築補助金 30万円（市外の施工業者は20万円） 子育て加算 30万円/人（18歳未満） 地域指定加算 20万円</p> <p>※市が指定する人口減少区内に実家がある場合に加算</p> <p>詳細は市ホームページをご覧ください→ </p>